

第6章 新市の主要施策

6つのまちづくりの基本方針により、行うべき施策の体系を次のとおり定め、計画的、総合的にまちづくりを展開していきます。

【将来像】

霧島の麓に人・産業・歴史・自然が息吹き
元氣あふれる交流都市 小林市

【基本方針と施策の体系】

自然と共生する美しい
安心安全のまち

- (1)環境・景観の保全と創造
- (2)公園・緑地の整備
- (3)上・下水道の整備
- (4)循環型社会の形成・環境衛生の充実
- (5)消防・防災の充実
- (6)交通安全・防犯体制の充実
- (7)消費者対策の充実

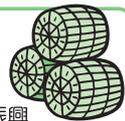
助け合いとともに生きる
生涯現役のまち

- (1)保健・医療の充実
- (2)地域福祉の充実
- (3)高齢者福祉・介護の充実
- (4)子育て支援の充実
- (5)障がい者福祉の充実
- (6)社会保障の充実



地域の活力を創出する
産業交流のまち

- (1)農林水産業の振興
- (2)畜産の振興
- (3)商工業の振興
- (4)観光・レクリエーションの振興
- (5)雇用・勤労者対策の充実



個性あふれ次代を担う
学習文化のまち

- (1)学校教育の充実
- (2)生涯学習の充実
- (3)生涯スポーツの充実
- (4)芸術・文化の振興と文化財の保存・活用
- (5)青少年の健全育成
- (6)国際化、交流活動の推進

住む喜びを実感できる
生活優先のまち

- (1)計画的な土地利用の推進
- (2)市街地、住宅・宅地の整備
- (3)道路・交通網の整備
- (4)情報化の推進



語らいとふれあいある
参画協働のまち

- (1)市民参画・協働の推進
- (2)コミュニティ活動の促進
- (3)男女共同参画社会の形成
- (4)人権尊重社会の確立
- (5)自律した自治体経営の確立



1 自然と共生する美しい安心安全のまち

1) 環境・景観の保全と創造

① 自然環境の保全と公害防止

- ◆ 環境基本計画に沿って、森林、緑地及び水辺地等の自然環境の適正な保全に努めます。
- ◆ 公害の発生を未然に防止し、自然環境の保全と良好な生活環境を保持するため、関係機関と連絡をとり、監視指導体制の充実を図ります。

② 河川浄化対策の推進

河川の浄化を推進するため、生活排水処理施設（公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等）の地域の実情に応じた効率的・効果的な整備を促進するとともに、施設の適正な維持管理を促進します。

③ 地球温暖化防止対策の推進

- ◆ 市自らが率先して、省エネルギー、グリーン購入（再生紙など地球環境にやさしい物品の調達）、廃棄物の排出抑制など地球温暖化を防止するための取り組みを推進します。
- ◆ 市民に対し、地球環境にやさしい取り組みの広報や啓発を進めていきます。

④ 新エネルギーの活用

森林など豊かな資源を活用するため、市域の特性を生かしたバイオマスや太陽光等の新エネルギーの導入を進めていきます。

⑤ 景観の保全と整備

- ◆ 新市特有の自然景観は、観光面からも貴重な資源となっているため、市民や関係機関との連携を図りながら、地域の特性を生かした景観の保全に努めます。
- ◆ 街並み景観については、市街地としての整備を図るとともに、公共サイン（看板・表示板）の統一など、景観に配慮した整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
河川浄化対策の推進	・浄化槽設置整備補助事業
新エネルギーの活用	・新エネルギー導入事業

2) 公園・緑地の整備

① 公園・緑地の整備

安全で潤いのある生活環境を形成するため、地域住民に愛される公園・緑地を整備するとともに、季節感あふれる公園・緑地の形成を図ります。

② 公園の適切な維持管理

公園内の施設、特に遊具等においては、市民が安心して安全に使えるよう定期的に点検を実施するなど利用者及び近隣住民の安全徹底を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
公園・緑地の整備	・公園整備事業

3) 上・下水道の整備

① 安定した安全な水道の供給

- ◆ 市内全域に水の安定供給ができるよう、未給水区域への管路延長、既設管の増径、老朽管の布設替等を計画的に行うとともに、新たな水源について調査を実施します。
- ◆ 水源として湧水を使用することにおいても、水質検査を徹底するとともに、必要に応じ浄水施設の整備を進めます。

② 統合等による効率的な運営

- ◆ 各簡易水道間及び上水道との統合を推進し、根本的な施設の改修を行うなど施設の管理の効率化を進めます。
- ◆ 統合による料金体制の一本化等により歳入の確保と経費の抑制を図り、経営の安定化を進めます。

③ 公共下水道事業の推進

公共下水道事業は、計画の見直しを行いながら市街地を中心に事業を展開するとともに、浄化センターの整備を進めます。

④ 農業集落排水事業の推進

- ◆ 農業集落排水事業は、加入促進に向けた取り組みを進めます。
- ◆ 中継ポンプの更新や施設の修繕等を年次的に進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
安定した安全な水道の供給	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道整備事業 ・上水道建設改良事業 ・水源地整備事業
統合等による効率的な運営	<ul style="list-style-type: none"> ・簡易水道再編推進事業 ・上水道区域拡張事業
公共下水道事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道整備事業 ・特定環境保全公共下水道整備事業

4) 循環型社会の形成・環境衛生の充実

① ごみ減量化の促進

- ◆ 生ごみについては、生ごみ処理機の購入費補助の利用促進を図り、自家処理の啓発に努めます。
- ◆ 不燃ごみについては、容器包装のリサイクルを推進し、自分の買い物袋を持参する取り組みや不用品等の再利用・再生利用を呼びかけ資源の有効活用を促進します。
- ◆ 事業所ごみについては、自らの責任での適正な処理の啓発に努めます。

② リサイクルの推進

- ◆ 容器包装リサイクル法に基づき、紙製容器包装をリサイクル収集の対象品目として取り組み、分別収集の充実と推進を図ります。
- ◆ リサイクル品分別指導員の研修を実施し、指導業務の充実を図ります。

③ 不法投棄の防止

- ◆ 不法投棄を防止するため、土地の管理者に対し適正な管理を指導します。
- ◆ 関係機関等と連携し、監視制度の充実を図るとともに、不法投棄監視カメラを設置するなど不法投棄の抑止に努めます。

④ ごみ処理・処分施設の維持管理と適正化

- ◆ 可燃ごみにおいては、「宮崎県ごみ処理広域化計画」をふまえ、広域処理移行期までは過渡期対策として、民間での処分委託等により対応します。
- ◆ 最終処分場においては、容器包装の廃棄物のリサイクル収集を推進し、粗大ごみの中から木製品はリサイクルを行い、埋立ての減量化で延命を図ります。

⑤ し尿処理等の推進

- ◆ 下水道及び農業集落排水の整備計画区域外の地域については、水環境保全のため、合併処理浄化槽の設置を積極的に推進します。
- ◆ し尿処理場の適切な管理に努めます。

⑥ 市営墓地の整備

墓地の安定供給のため、既存の墓地の再整備と墓地用地の拡充を図り、安定供給を推進するとともに、荒廃墓地の一掃及び発生防止に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
ごみ減量化の促進	・ごみ減量対策推進事業
リサイクルの推進	・資源リサイクル奨励事業
ごみ処理・処分施設の維持管理と適正化	・最終処分場施設整備事業
市営墓地の整備	・墓地整備事業

5) 消防・防災の充実

① 防災体制の整備

多岐にわたる災害の発生に際して、迅速かつ的確に対応するため、地域防災計画に基づき、避難路、避難所機能の充実、防災行政無線の整備及び防災備蓄品の確保などきめ細かな防災体制の充実強化を図ります。

② 災害予防対策の推進

- ◆ 災害時に市民が落ち着いて避難でき、適切な行動がとれるよう、ハザードマップ（被害予測図）を作成し避難所等の周知や、防災に関する知識の普及に努め、市民の防災意識の高揚を図ります。
- ◆ 自主防災組織の育成を図り、地域が助けあいながら災害に対応できるような環境づくりを推進するとともに、市民参加型の防災訓練を実施します。

③ 消防組織の強化

消防団の活性化を推進するとともに、消防団に対する事業所等や家族の理解を得て、若者層の消防団への加入を促進します。

④ 消防施設等の整備充実

- ◆ 消防力の充実強化のため、消防団車両等の更新を計画的に進めるとともに、消防詰所や小型ポンプ等の消防資機材の充実を図ります。
- ◆ 初期消火に有効な消火栓や防火水槽の計画的な整備改善を図ります。

⑤ 治山・治水事業の推進

国・県など関係機関と連携し、河川などの整備をはじめ、急傾斜・地すべり危険箇所の整備など、治山・治水事業を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
災害予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災意識啓発事業 ・ 防災行政無線難視聴地域解消事業
消防施設等の整備充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団詰所整備事業 ・ 消防ポンプ自動車整備事業 ・ 消防防災施設整備事業
治山・治水事業の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 河川改良事業

6) 交通安全・防犯体制の充実

① 交通安全意識の啓発と情報の提供

- ◆ 各種交通安全運動における街頭指導や広報紙、広報車等による啓発活動を行いながら交通安全意識の高揚を図ります。
- ◆ 警察署、交通安全協会、交通指導員等の関係団体と連携を図りながら、子どもや高齢者の交通安全対策、飲酒運転根絶のための交通安全教育等を重点的に推進します。

② 防犯意識の啓発

- ◆ 各種地域安全運動期間中における広報活動等で防犯意識の高揚を図るとともに、防犯メールの活用等により身近な犯罪等の現状を市民へ情報発信します。
- ◆ 警察署、地区防犯協会、関係団体との連携を強化し、地域の自主的な防犯活動を支援し、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の高揚を図ります。

③ 防犯環境の整備

通学路等においては、小・中学校長からの要望箇所に安全灯設置を図るとともに、防犯灯を各自治会で設置するなど、地域が一体となった防犯活動の支援を行います。

④ 暴力団排除活動の推進

警察署、地区事業所責任者等暴力追放協議会と連携を図りながら、各事業所への研修会参加を呼びかけ、広報活動等を行い、暴力団排除活動の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
交通安全意識の啓発と情報の提供	・交通安全意識啓発事業
防犯意識の啓発	・防犯意識啓発事業

7) 消費者対策の充実

① 消費者啓発・情報の提供

- ◆ 広報紙・チラシ等を利用し、多重債務の予防や悪徳商法等の被害状況・手口について周知を行い、注意を呼びかけます。
- ◆ 高齢者については老人クラブ等との連携を図り、注意を呼びかけます。

② 消費生活相談等の充実

- ◆ 出前講座を定期的に行うなど、消費者教育の機会の充実を図ります。
- ◆ 県や関係機関と連携して、多重債務者の救済など消費生活相談の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
消費生活相談等の充実	・消費者保護対策事業

2 助け合いとともに生きる生涯現役のまち

1) 保健・医療の充実

① 母子保健の推進

- ◆ 母性及び乳幼児の健康の保持及び増進を図るため、保健指導や健康診査を実施します。
- ◆ 内容・質の充実を図り、これまで以上に安心して出産及び子育てができる環境の確立を目指します。

② 健康づくりの推進

- ◆ 老後における健康の保持、増進を図るため、健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等の保健事業を総合的に行い、健康づくりの推進に取り組みます。
- ◆ 市民一人ひとりが主体となり、健康的な生活習慣を確立できるように、栄養・運動・休養を中心とした幼少期からの体系的な生活習慣病予防を推進します。
- ◆ 歯科保健に係る知識の普及・啓発等により“生涯を通じた歯の健康づくり”を推進します。

③ 感染症予防の推進

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するため、予防接種や結核検診を行うとともに、感染症に対する知識の普及・啓発を進めます。

④ 心の健康づくり

心の健康づくりにつながる保健事業に取り組み、うつ病をはじめとする精神疾患を予防するとともに、支援センター、医療機関、地域、学校や家庭と連携して、疾病の回復及び自殺予防に努めます。

⑤ 保健センター等の整備

保健・福祉の連携と機能の充実を図るため、保健センターをはじめ、福祉や交流施設等の機能を有する複合施設建設の検討を進めます。

⑥ 市立病院の充実と経営の安定化

- ◆ 医師の処遇の見直し等改善を図りながら医師の確保に努めます。

- ◆ 医療機器の更新・充実を計画的に進めるとともに、患者サービスの向上と経営の安定化を進めます。

⑦ 地域医療体制の整備・充実

- ◆ 休日・夜間における救急医療体制の充実に取り組むとともに、医療機関の有する機能に応じた体系的、効率的な医療体制の確保に努めます。
- ◆ 市民に対し、救急医療についてわかりやすい情報の提供を行います。

主要事業

施策区分	主要事業
母子保健の推進	・ 母子保健事業
健康づくりの推進	・ 健康増進対策事業 ・ 生活習慣病予防事業 ・ 歯科保健事業
感染症予防の推進	・ 結核対策事業 ・ 予防接種事業
心の健康づくり	・ 精神保健事業（こころの健康づくり事業）
保健センター等の整備	・ 保健福祉センター整備事業（複合施設整備事業）
地域医療体制の整備・充実	・ 救急医療対策事業

2) 地域福祉※の充実

① 地域福祉活動の参加促進

- ◆ 身近なコミュニティでの啓発活動を進め、福祉意識の向上を図ります。
- ◆ 地区・校区社会福祉協議会については、地域福祉活動の充実に向け支援するとともに、組織されていない地区・校区については、組織化の支援に努めます。
- ◆ 地域福祉活動の推進のため、情報の共有化など地域を構成する多種多様な機関・団体との連携を強化していきます。

※ 地域福祉

住民すべてが互いに人権を尊重し、生活の拠点である地域に根ざして助け合い、生活者としてそれぞれの地域で誰もがその人らしい安心で充実した生活が送られるような地域社会を基盤とした福祉。

② 地域福祉を支える担い手の育成

高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、様々な立場の人が、その人の技能に応じて地域福祉活動に参画できる機会・場の確保充実を図ります。

③ 地域の支え合い活動の活性化

- ◆ ひとり暮らし高齢者をはじめ支援が必要な人を早期に発見し、地域で孤立しないよう対応するため、近隣での支え合いを推進し、地域全体での見守りネットワークづくりを促進します。
- ◆ 高齢者や障がいのある人、子どもをはじめ、すべての住民の平常時・緊急時等の生活の安全を確保するため、防犯や防災などに備えた体制づくりを促進します。

④ 地域活動を支える拠点の充実

だれもが気軽に集まることができる機会の充実を図るとともに、既存の施設などを活用した地域の拠点づくりを支援します。

主要事業

施策区分	主要事業
地域福祉活動の参加促進	・ 社会福祉協議会補助 ・ 地域福祉推進事業
地域福祉を支える担い手の育成	・ 民生委員児童委員活動補助

3) 高齢者福祉・介護の充実

① 高齢者の生きがいづくり

- ◆ 高齢者が生涯学習やスポーツ活動または趣味の活動等に積極的に参加できるような活動機会・場の確保・充実に努めます。
- ◆ 超高齢社会を迎える中で、地域社会を支えるためには高齢者自身がサービスの受け手としてだけでなく、担い手になることにも取り組みます。

② 制度改革に応じた介護サービスの提供

高齢者保健福祉計画（介護保険事業計画）に沿って、地域包括支援センターを核とする地域包括ケアを推進するとともに、地域密着型サービスの提供を始めとするサービス基盤の整備と充実に努めます。

③ 高齢者福祉サービスの充実

- ◆ ひとり暮らし高齢者等への効果的な支援として、要介護高齢者が在宅での生活が維持できるよう、高齢者一人ひとりの状態に対応した福祉サービスを提供します。
- ◆ 認知症に対する家族や地域住民の理解及び協力体制の構築を推進するよう広報・啓発を行い、虐待防止体制の構築及び認知症高齢者の支援施策の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
高齢者の生きがいづくり	・ 高齢者生きがい支援事業
制度改革に応じた介護サービスの提供	・ 介護サービス等給付事業 ・ 高額介護サービス事業 ・ 特定入所者介護サービス費等給付事業 ・ 介護予防サービス費等給付事業 ・ 介護予防事業 ・ 包括的支援事業・任意事業 ・ 地域包括支援センター運営事業
高齢者福祉サービスの充実	・ 福祉タクシー料金助成事業 ・ 高齢者在宅介護支援センター運営事業 ・ 緊急通報システム委託事業 ・ ねたきり老人等介護手当支給事業 ・ 老人ホーム等事業（老人福祉措置費） ・ 生活支援ハウス運営委託事業 ・ 高齢者住宅改造助成事業 ・ 食の自立支援事業

4) 子育て支援の充実

① 地域における子育て支援の充実

- ◆ すべての子育て家庭への支援という観点から、一時保育事業や子育て支援センター事業の充実など、地域における子育て支援サービスの充実を図ります。
- ◆ 親子で安心して遊べ、子育ての喜びや悩みを分かち合える場の提供や子育てサークルの育成・支援を図ります。
- ◆ 子育て支援サービス等が利用者に十分周知されるよう、子育て支援ガイドブックの作成・配布等による情報提供を行います。

② 保育サービスの充実

保育サービスについては、利用者の意向を十分にふまえて、休日保育、一時保育等多様なニーズに応じて、市民が利用しやすい保育サービスの提供に努めていきます。

③ 児童の健全育成

地域において児童が自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進するため、児童センターの利用方法・サービスの内容等改善を図ります。

④ 要保護児童等対策の推進

要保護児童等対策地域協議会における関係機関と連携し、児童虐待等の早期発見及び早期対応に努め、相談から支援に至るまでの体制づくりに取り組みます。

⑤ ひとり親家庭等の自立支援の推進

ひとり親家庭等の自立支援として、子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策及び経済的支援策等の実施に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
地域における子育て支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児医療費助成事業 ・ 児童手当給付事業
保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一時保育事業 ・ 延長保育事業 ・ 保育園委託事業 ・ 保育園整備事業 ・ 子育て支援センター委託事業 ・ 障がい児保育事業 ・ 病後児保育事業
児童の健全育成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童センター運営事業 ・ 放課後児童クラブ委託事業
ひとり親家庭等の自立支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 母子生活支援施設委託事業 ・ 児童扶養手当給付事業 ・ ひとり親家庭・寡婦家庭医療費助成事業

5) 障がい者福祉の充実

① 理解と交流の促進

- ◆ 広報紙やホームページ等を活用して、障がいに対する正しい理解や障がい者週間の啓発等の広報活動に努めます。

② 生活支援の充実

- ◆ 在宅や施設サービス等の利用について、利用者のケアマネジメントに基づいたサービス利用を促進するとともに、利用者の権利が保障される制度の充実に努めます。
- ◆ 各種助成制度等の広報とともに相談体制の充実を図ります。

③ バリアフリー化の推進

- ◆ 道路の段差解消など公共施設のバリアフリー化を進めるとともに、利用者の多い民間施設についても、その普及を促進します。
- ◆ すべての人々にとって利用しやすいユニバーサルデザインの考え方の普及に努めます。

④ 雇用・就労の促進

障がい者の特性に応じた就労等の拡大を図るため、今後も、職業安定所、民間事業所等の関係機関と連携して支援・就労体制の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者（児）地域生活支援事業 ・障がい者（児）介護給付費支給事業 ・障がい者訓練等給付費支給事業 ・特別障がい者手当等支給事業 ・障がい者自立支援医療費（更生医療）支給事業 ・重度障がい者（児）医療費助成事業
バリアフリー化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー整備事業
雇用・就労の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・就労移行支援事業

6) 社会保障の充実

① 生活保護制度による自立支援

- ◆ 生活保護制度の周知や関係機関との連携を進めます。
- ◆ 生活保護受給者に対して、法律に定める権利・義務の周知徹底を図り、適正な制度の運営を図るとともに、自立支援を推進します。

② 国民年金制度の周知

- ◆ 公的年金の趣旨を国民年金保険料未納者に理解していただくために個別指導を行います。
- ◆ 国民年金保険料未納者に、現在の自分の公的年金加入状況を知ってもらい、将来無年金者にならないよう指導を行うとともに、保険料申請免除該当者に保険料申請免除指導を行います。

③ 国民健康保険制度等の充実

- ◆ 国民健康保険加入者の健康への関心、早期発見・早期治療につながる予防医学の知識及び生活習慣の改善を確立するため、各種健康教室等、健康づくり事業を推進します。
- ◆ 国民健康保険財政の安定のため、訪問指導による生活習慣病予防のための指導及びレセプト点検により、医療費の抑制を図るとともに、保険税の収納率の向上に向けた取り組みを進めます。
- ◆ 後期高齢者医療制度は、広域連合による運営であるため、制度の周知や窓口としてのサービス向上に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生活保護制度による自立支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護援助事業 ・生活保護自立支援事業
国民年金制度の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金事業
国民健康保険制度等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険療養給付事業 ・国民健康保険高額療養事業 ・国民健康保険出産育児一時金事業 ・国民健康保険葬祭費支給事業 ・国民健康保険あん摩はりきゅう費支給事業 ・国民健康保険医療費適正化特別対策事業 ・生き生き国保推進事業 ・国民健康保険収納率向上特別対策事業

3 地域の活力を創出する産業交流のまち

1) 農林水産業の振興

① 農業の担い手の育成・確保

- ◆ 基本構想水準達成者などから認定農業者となっていない者を確実にリストアップし、速やかに認定農業者へ誘導するとともに、再認定のフォローに努め、新施策対象への誘導を明確にした認定作業の促進を図ります。
- ◆ 意欲的な「担い手」と兼業農家などが、その規模と能力に応じて相互の営農を支えあう農業・農村機能の構築を図るため、今後、市内全域に営農組合を設置し、零細農家等の組合への加入を促進しながら集落営農を推進します。

② 農地等の確保と有効利用

- ◆ 農家意向調査などを行い、農地の遊休、荒廃化を防止するとともに、農家台帳システムの導入によりの確な農地管理を行い、認定農業者や地域の担い手農家への農地の集積や農地借り受け者に対する奨励金制度の充実を図ります。
- ◆ 農業従事者の高齢化に伴う農業用施設の維持管理については、環境保全の観点から農業従事者だけでなく、地域住民を含めた地域事業として取り組めるよう支援し、元気な地域づくりを推進します。

③ 農業生産力の向上

- ◆ 畑地かんがい事業や経営体育成基盤整備事業を推進し、大型機械による作業の受委託・集積を図るため、農業用水のパイプライン化や大区画化を図り、作業効率の良いほ場の整備を推進します。
- ◆ 作業効率の向上等による経費削減や時間短縮を図るための機械の導入、労力の集約化（分散化）及び気象被害の回避のための施設化を推進し、安定した農業生産を図ることにより担い手の育成や新規就農者の確保を目指します。
- ◆ 特産品のブランド化、園芸作物など収益性の高い作物の栽培等による複合経営化、地産地消及び安全・安心な農産物生産を推進し、経営の安定化を図るとともに、深刻な被害を及ぼす鳥獣害の対策を進めていきます。

④ 林業の振興

- ◆ 森林の効率的な作業管理を行える林内路網の整備や森林状態を長期に維持しつ

つ更新を図る長伐期施業の推進、間伐材の有効利用や木質バイオマスからのエネルギー利用を行うことによって、地域林業の再生を図ります。

- ◆ 広大な国有林について、その有効活用と維持管理の方策について、関係機関と研究を進めます。
- ◆ 整備済みの大鋸屑製造施設と木工加工施設については、その有効活用を図り、新たな林業生産経営を推進するとともに、椎茸をはじめとする特用林産物の振興を図ります。

⑤ 水資源の活用と保全

- ◆ 豊かな湧水を活用した淡水魚の養殖等を振興するとともに、淡水魚料理の積極的なPRを進めます。
- ◆ 魚種保護のため漁業協同組合と連携し、繁殖保護及び漁場等の環境整備を進めます。
- ◆ 湧水は水道や農業用水に活用されているため、貴重な資源としてその保全に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
農業の担い手の育成・確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認定農業者制度促進事業 ・ 農業制度資金利子補給事業 ・ 農林水産業資金貸付金事業
農地等の確保と有効利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中山間地域等直接支払事業 ・ 認定農業者等農地流動化支援事業
農業生産力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国営かんがい排水事業（国事業） ・ 畑地帯総合整備事業（県事業） ・ 経営体育成基盤整備事業（県事業） ・ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 ・ 県単土地改良事業 ・ 市単独土地改良整備事業（農道改良・舗装工事） ・ 農業用施設整備事業 ・ 農産園芸振興対策事業（園芸産地確立事業、ブランド産地育成施策事業等） ・ メロン・ニラ価格安定補償制度事業 ・ 経営構造対策事業 ・ 農地・水・環境保全共同活動事業 ・ 有害鳥獣対策事業

施策区分	主要事業
林業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林環境保全整備事業 ・ 森林整備地域活動支援交付金事業 ・ 市有林保育事業 ・ 特用林産物生産振興総合対策事業 ・ 林業担い手対策基金事業 ・ 県単林道網総合整備事業 ・ 林道舗装事業

2) 畜産の振興

① 肉用牛の振興

- ◆ 繁殖牛については、経営規模拡大と経営基盤の強化を図ります。このため、枝肉データと育種価評価により優良牛の導入を実施し、能力の高い繁殖雌牛群の整備を図るとともに、新生産技術の活用により改良増殖に努めます。
- ◆ 水田放牧や耕作放棄地への放牧により、労働力の軽減や生産コストの低減を図ります。
- ◆ 肥育牛については、枝肉データをもとに育種価の高い素牛を導入し、飼料・飼育管理の統一により上物率の向上に努めます。また、経営内一貫生産を促進することにより肉質の向上とコスト低減を図るとともに、枝肉共励会等の開催により肥育技術の向上を図り、「宮崎牛」の銘柄を確立します。
- ◆ 食肉センターは、利用者ニーズと関係法令に沿った運営を監視し、高品質の枝肉生産を目標に安全な食肉処理流通体制を確立します。

② 酪農の振興

- ◆ 酪農関係団体と協力しながら生産現場の巡回や技術研修などを行い、体細胞の少ない高品質な生乳を生産するとともに需要期での生産を促進します。また、自給飼料の増産確保を図り、海外悪性伝染病等の侵入を防止します。
- ◆ 乳牛の改良増殖については、雌雄判別受精卵・優良精液の活用を図るとともに、和牛受精卵を活用し、乳肉複合一貫経営により所得の向上を図ります。

③ 養豚の振興

- ◆ 優良種豚の確保と、豚価の変動や配合飼料の価格の上昇に対応できる計画生産に努める経営体を育成します。

- ◆ 安心安全な品質を保ち、安定的に豚肉を供給する産地化とブランド化を目指し、消費拡大事業を推進します。

④ 養鶏の振興

- ◆ 需要の動向に即した計画的な生産体制の確立に努めるとともに、飼養技術の向上及び経営の合理化等を促進し、経営の安定を図ります。
- ◆ 高品質で消費者ニーズに対応したみやざき地頭鶏の生産・普及を図り、宮崎の特産品づくりを目指します。

⑤ 家畜防疫と環境保全

- ◆ 自衛防疫推進協議会を中心に防疫体制の整備強化を図ります。また、研修会等の開催により、畜産農家へ家畜防疫の重要性を啓発していくとともに、予防注射接種率の向上を図り、伝染病等の発生防止、まん延防止に努めます。
- ◆ 家畜排せつ物については、簡易的な管理から処理施設の高度化及び恒久的な整備の推進を図るとともに、水質検査、臭気測定、堆肥・液肥の成分に基づく適切な使用の指導及び推進に努めます。
- ◆ 家畜排せつ物をはじめとするバイオマスを活用して地球温暖化防止、資源循環型社会の形成とともに、地域の活性化に寄与することを目指します。さらに、耕種農家のニーズに合ったバイオマス由来の堆肥や液肥の生産技術の向上促進、運搬・散布用機械等の整備による堆肥や液肥の利活用及び流通の促進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
肉用牛の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 畜産振興貸付事業 ・ 優良肉用牛保留対策事業 ・ 受精卵移植事業 ・ 食肉センター整備事業
家畜防疫と環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 家畜防疫対策事業 ・ 広域畜産環境施設整備運営資金貸付事業 ・ バイオマス利活用フロンティア整備事業

3) 商工業の振興

① 商店街の振興

- ◆ 商店街については、商工会議所・商工会や商店街等との連携を図り、街並み整備やイベントなどの事業を展開し、商店街の空店舗解消やにぎわいの創出を図ります。
- ◆ 観光イベントやグリーンツーリズム等を活用するなど、観光と提携した販売形態の改善を図り、消費拡大を促進します。

② 中小企業の振興

- ◆ 小規模事業者に対しては、商工会議所・商工会や関係機関と連携し、経営相談、経営指導等により、健全育成を図ります。
- ◆ 商工業者の資質向上と後継者の育成を図るため、中小企業大学校補助金制度等の支援制度を強化します。
- ◆ 地場産業の振興を図るため、関係団体と連携し、販路拡大、魅力ある商品づくりを推進します。

③ 企業誘致の推進

若者に魅力ある雇用の場を提供するため、地域雇用力のある企業や地域生産の加工業等の誘致活動を積極的に推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
商店街の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空店舗対策事業 ・ 消費拡大事業
中小企業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所・商工会支援事業 ・ 小規模事業特別融資事業 ・ 商工業後継者育成資金事業 ・ 中小企業大学受講支援事業 ・ 地域物産振興対策事業
企業誘致の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業立地促進事業

4) 観光・レクリエーションの振興

① 体験型の観光地づくり

- ◆ 豊かな自然を活用したキャンプや自然体験・田舎体験、さらには歴史資源を活用した歴史文化体験・いやし体験など、グリーンツーリズム等による体験型・長期滞在型の観光を積極的に展開します。
- ◆ 北きりしま地域観光促進協議会を中心に広域的に連携・ネットワーク化した農林業・牧場体験などの産業体験型の観光等を推進します。
- ◆ 体験型観光客を案内する各種ガイド・インストラクターの育成と活動促進を図ります。

② スポーツ合宿誘致

スポーツ合宿の積極的な誘致を図るとともに、合宿する団体に、地場製品を提供するなど地域観光の振興を図ります。

③ イベント等の充実

- ◆ 伝統芸能や趣向を凝らした祭りなどを活かした観光イベントの開催を支援することにより、観光客を誘致するとともに、市の活性化を図ります。
- ◆ 各地区の魅力ある観光地が連携し合い、相乗効果を引き出せるよう観光ルート・観光イベントの連携・事業実施を進めます。

④ 観光施設等の充実

- ◆ 観光協会の活動を支援するとともに、新市のイメージアップを目指した宣伝活動の充実や総合案内所機能の確立を図ります。
- ◆ 新市の有する観光施設は、老朽化が進むなど改善が必要な施設もあるため、観光客の利便性確保のため年次的に改修等を行うとともに、効率的な運営の検討を進めます。
- ◆ 観光施設周辺道路や駐車場の整備及びトイレを含めた環境整備を行うとともに道の駅や直販施設の充実等により、より多くの観光客の誘致を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
体験型の観光地づくり	・ 体験型観光推進事業
スポーツ合宿誘致	・ 合宿誘致推進事業
イベント等の充実	・ イベント推進事業
観光施設等の充実	・ 観光協会運営費補助 ・ 観光施設整備事業

5) 雇用・勤労者対策の充実

① 就職意識の啓発と情報の提供

- ◆ 各種労働セミナー情報や職業訓練情報等の周知に努めます。
- ◆ 県や関係団体と連携して就職説明会を開催し、若年者や再就職を希望する人への情報提供を図ります。

② 雇用の安定対策

中小企業退職金共済掛金制度への加入助成制度などを積極的に推進し、勤労者の生活安定と福祉の充実、経営の安定を図ります。

③ U・J・Iターン者対応

新たに新市へ定住しようとする人へ、土地、住宅のあっせんを行うなど生活基盤の充実を図り、U・J・Iターンの環境整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
雇用の安定対策	・ 退職金共済加入促進事業

4 個性あふれ次代を担う学習文化のまち

1) 学校教育の充実

① 学力向上の推進

- ◆ 小・中学校の9年間を見通した到達目標を設定することにより、一貫性・連続性のある教育を推進するとともに、指導と評価の一体化に努めます。
- ◆ 大学や専門機関等との連携を図りながら、指定研究学校等の研究推進や教育研究センターの充実、教育研究論文及び授業論文の募集や研究成果の発表会等を通して、教職員の資質の向上に努めます。
- ◆ へき地等学校が共同研究や共同実践を行うことによって、複式指導や交流学习等の指導方法の工夫改善を図り、へき地教育の充実に努めます。

② こころの教育

- ◆ 人間性豊かな児童・生徒を育成するために、道徳教育を全教育活動を通して行い、心の教育の充実に努めます。
- ◆ 新市の将来を見据えた教育内容の重点化（ふるさと教育、福祉教育、キャリア教育、子育て理解教育）を図り、校種間で連携をとった年間指導計画を作成し、新市の将来を担うたくましい児童・生徒を育成します。
- ◆ いじめ、不登校や非行等問題行動の未然防止、早期解決を図るために、生徒指導体制の充実や不登校児童・生徒を対象とした適応指導教室の充実に努めます。

③ からだの教育

- ◆ 児童・生徒の健康増進、体力の向上を図るとともに、生涯にわたって運動に親しむ資質を育成するため、体育に関する指導の充実と家庭との連携を重視した健康教育の充実に努めます。
- ◆ 学校における食に関する指導の充実と、学校と家庭・地域社会との連携による食生活の指導体制の確立を図り、学校給食においては、安全衛生管理の強化と関係団体と連携した地産地消の拡大を図ります。

④ 教育環境の整備と充実

- ◆ 学校評価等を積極的に行い、学校の説明責任の徹底に努めます。
- ◆ 児童・生徒の実感を伴った学習を推進するために、地域素材の把握と集約を行い、

社会人講師やボランティア等の人材情報の提供とネットワーク化に努めます。

- ◆ 学校施設の耐震診断結果に基づき、補強・改築等を計画的に進めるとともに、情報化社会に対応する施設設備の整備や教材備品の充実を図ります。

⑤ 特色ある教育や学校づくりの推進

- ◆ 「知」「徳」「体」「食」のバランスのとれた教育を推進するために、小・中学校の円滑な連携を図りながら、系統性、一貫性のある教育内容の設定と指導方法の確立に努めます。
- ◆ 各小・中学校の地域や児童・生徒の実態や特性をふまえた教育活動が展開できるように、「一校一形運動※」など学校の創意工夫を生かした教育活動を推進します。
- ◆ 保護者や地域住民の理解や協力を得て、地域が一体となった教育活動を積極的に展開するために、学校評議員制度の充実を図るとともに、保護者や地域住民を対象にしたフリー参観を推進します。

⑥ 特別支援教育の充実

特別支援教育の充実を図るために、施設の充実や教職員の研修の拡充に努めるとともに、障がいの種類と程度に応じた適切な指導及び必要な支援の充実を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
学力向上の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業力向上推進事業 ・ へき地教育充実推進事業 ・ 小中一貫教育推進事業
からだの教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 給食の残食量減少推進運動
教育環境の整備と充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 授業支援者派遣システム事業 ・ 小学校・中学校改築事業（耐震化改築工事等）
特色ある教育や学校づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特色ある学校づくり推進研究委託事業
特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい等支援・特別支援教育総合推進事業

※ 一校一形運動

「特色ある学校づくり」を実現するため、小林市で取り組んでいる伝統や校風をもとにした各学校独自の教育活動。

2) 生涯学習の充実

① 生涯学習活動の推進

- ◆ 社会教育団体や各種協議会等の連携を図り、生涯学習まちづくりの具体化に向けて、生涯学習推進体制の充実に努めます。
- ◆ 市民の多種多様化する学習ニーズに応えるため、公民館講座を始めとする各種講座や教室、講演会等の充実に努めるとともに、情報の提供に努めます。
- ◆ 市民の地域における自主的な学習活動や地域活動など、自治公民館を拠点とした地域づくりの推進に努めます。

② 社会教育施設の整備と充実

- ◆ 公民館、図書館、文化会館等の社会教育施設や設備を整備し、市民の交流と活動支援、学習機会と情報の提供、地域づくりの支援活動の促進を図ります。
- ◆ 生涯学習センターや歴史民俗資料館、各種展示館等の機能を備えた総合的な教育・文化施設の建設を目指し、各種資料等の整備に努めます。

③ 読書活動の充実

図書館を中心として、学校図書館や読み聞かせグループ、各種団体との連携を強化し、幼児から高齢者まで生涯を通して読書活動に親しむ体制の整備に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
生涯学習活動の推進	・ 公民館事業
読書活動の充実	・ 読書推進事業

3) 生涯スポーツの充実

① スポーツ活動の推進

- ◆ 児童・生徒や高齢者のニーズに対応し、心身の健全な発達を促すとともに、生涯にわたって運動やスポーツを楽しく実践していくための「総合型地域スポーツクラブ※」運営を支援します。
- ◆ 気軽に取り組み楽しい健康スポーツ教室（出前講座）のさらなる利用促進を図るとともに、スポーツ安全保険の加入促進に努めます。
- ◆ スポーツ振興の基盤である体育施設の整備・充実を図り、各施設の利用を促進します。

② スポーツ団体の活動支援

- ◆ 体育協会・スポーツ少年団・各競技団体の自主活動の促進及び連携の強化を図るとともに、体育協会の充実と活性化を目指します。
- ◆ こばやし大運動会などスポーツイベントの充実に努めます。

③ 市民体力の向上

関係機関との連携による市民のニーズに応じたスポーツ教室・健康づくり教室を開催し、市民の体力の向上を図るとともに、スポーツ振興や市民のスポーツ参加の機会を増やすため、市民に対し、実技指導や助言を行います。

主要事業

施策区分	主要事業
スポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・総合型地域スポーツクラブ運営支援事業 ・体育施設改修事業 ・体育館建設事業
スポーツ団体の活動支援	<ul style="list-style-type: none"> ・こばやし大運動会

※ 総合型地域スポーツクラブ

様々なスポーツを愛好する子どもから高齢者が、初心者からトップレベルまでのそれぞれの志向・レベルに合わせて参加できるという特徴を持つ、地域住民により自主的・主体的に運営されるスポーツクラブ。

4) 芸術・文化の振興と文化財の保存・活用

① 芸術・文化活動の推進

- ◆ 文化会館を中心として、芸術・文化活動の推進に努め、心豊かな人づくりを進めます。
- ◆ 芸術・文化の関係団体の活動の充実や連携を強化し、市民の自主的かつ積極的な芸術・文化活動の普及、促進を図ります。

② 文化財の保護と活用

- ◆ 郷土の文化遺産の保護に努めるとともに、歴史資料館の整備検討やより多くの市民に文化遺産を知ってもらう機会の充実を図るなど、郷土を愛し、郷土を誇りに思う心の醸成に努めます。
- ◆ 市内に伝わる郷土芸能等を保存する団体との連携を強化し、後継者育成と自主活動の支援を積極的に行い、文化財保護団体の育成を図り、貴重な郷土芸能等を後世まで伝えることに努めます。
- ◆ 市内に残る文化財の資料やマップを作成し、これを広く周知することにより、市民の文化財への保護意識の高揚を図ります。

③ 芸術・文化にふれる機会の充実

- ◆ 総合文化祭やジャンル・年齢層をふまえた自主文化事業、家族が一緒に文化に親しんでもらうための催し等の充実に努めます。また、安価で魅力ある自主文化事業を行うため、他の施設との連携、共催などを行います。
- ◆ 市内の吹奏楽団や劇団を育成し、協力しながら、市の伝統文化に接する機会を創出するとともに、各地で活躍する地元出身芸術家を招いて、特に子どもたちの共感する心と感性を育てます。

主要事業

施策区分	主要事業
文化財の保護と活用	・文化財保存活用事業
芸術・文化にふれる機会の充実	・文化会館自主文化事業 ・総合文化祭事業

5) 青少年の健全育成

① 家庭・地域・学校・行政の連携

- ◆ 青少年問題協議会を中心として、青少年の健全育成のための総合的な施策の推進に努めます。また、青少年育成市民会議等の民間組織の育成に努め、健全育成活動の活性化を図ります。
- ◆ 家庭・地域・学校・行政の相互理解を深め、将来を担う青少年の健全育成を図るために、家庭や地域の教育力の再構築の推進に努めます。

② 家庭の教育力の向上

乳幼児をもつ親や小・中学校の保護者を対象に、子どもの発達段階に応じた家庭教育の学習の場や機会、情報の提供を行い、家庭教育のあり方や子どもたちの人間的成長が効果的に行われるよう家庭の教育力向上に努めます。

③ 地域の教育力の向上

- ◆ 社会教育関係団体等の支援・育成を進め、自主的活動の促進を図るとともに、地域活動を支援し、地域の連帯意識の高揚を図り、地域の教育力の向上に努めます。
- ◆ 幼児から高校生までを対象とした様々な体験活動の充実に努めます。
- ◆ 地域の子どもは地域で育てることを目標とした自治公民館活動の一館一運動と連携し、子どもの居場所を確保するとともに、地域住民と交流活動の支援に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
地域の教育力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年体験活動事業 ・ 子どもの活動拠点づくり支援事業

6) 国際化、交流活動の推進

① 国際交流事業の推進

- ◆ 将来の郷土を担う青少年が、豊かな国際感覚と広い視野をもつ優れたリーダーとしての資質を身に付けるために、国際交流員をはじめ、県内の外国青年との交流活動の充実を図ります。
- ◆ 市民の国際理解を深めるため、外国青年招致事業を有効に活用し、国際交流員に接する機会と異文化に触れる機会を提供することで国際交流の推進を図ります。

② 情報発信の充実

ICT（情報通信技術）を活用し、新市の文化や歴史、地域資源など多くの情報を発信し、交流人口の拡大を図ります。

③ 交流活動の推進

- ◆ 地域産業の活性化や、定住促進を図るために、体験型観光やグリーンツーリズムとの連携を行い、交流居住（都市住民が、都会と田舎の双方に滞在拠点を持ち、それぞれの場所を仕事や余暇・趣味等のために使い分け、地元の人たちと交流しながら生活するというライフスタイル）を推進するとともに、都市住民との交流の機会を拡充し、交流人口の拡大を目指します。
- ◆ 新市への移住を希望する人たちへの情報提供や相談体制の充実を図り、その受け入れに努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
国際交流事業の推進	・ 国際交流事業
交流活動の推進	・ 田舎暮らし体験推進事業

5 住む喜びを実感できる生活優先のまち

1) 計画的な土地利用の推進

① 土地の有効活用の推進

- ◆ 限りある貴重な資源である市土を総合的かつ計画的に利用するため、国土利用計画に沿って事業を推進し、自然と人が調和した適正な土地利用を図ります。
- ◆ 低・未利用地や公共施設の移転・統合等による跡地については、周辺的环境に配慮し、市民の意見を尊重しながら有効な活用に努めます。

② 魅力ある農村空間の形成

農業振興地域整備計画の定期的な見直しを行い、農業農村地域の健全な発展を図り、計画的かつ効率的な土地利用を推進します。

③ 良好な都市環境の形成

機能的で秩序ある市街地を形成するため、長期的な都市整備の基本方針となる都市計画マスタープランに沿った整備計画を推進し、その土地の実態に応じて、土地利用の誘導を図り、無秩序な開発行為を規制します。

④ 地籍調査事業の推進

限りある市土の有効活用・保全を図るとともに、公共事業の計画的な推進と、土地に関わるトラブルの未然防止に役立て、市民が安心して土地の取引ができるよう、土地の実態を正確に把握する地籍調査を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
地籍調査事業の推進	・地籍調査事業

2) 市街地、住宅・宅地の整備

① 市街地の整備

- ◆ 都市基盤となる道路を体系的に整備する街路事業を推進するとともに、街区公園を設置するなど、円滑な交通の確保と豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成を図ります。

② 住環境の整備

- ◆ 市民の安全な生活を将来にわたって確保するため、居住環境の整備を積極的に図ります。特に、若年層の市内定住を促す宅地分譲事業等にも取り組んでいきます。
- ◆ 良質な住宅建設を促進するため、各種融資制度の活用啓発や住宅のリフォーム等に対する助成を行います。

③ 公営住宅の整備

- ◆ 公営住宅の役割を踏まえながら、既存住宅の改善を計画的に進めます。特に、今後、さらに進む高齢社会に対応するため、バリアフリー化を進め、高齢者に対応した住宅の整備や若者の定住を促進するための住宅を整備します。
- ◆ 市街地等にある需要の多い団地については、土地の高度利用と供給戸数の増を図れるよう建替えを進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
住環境の整備	・ 宅地分譲事業 ・ 住宅リフォーム促進事業
公営住宅の整備	・ 公営住宅建替事業

3) 道路・交通網の整備

① 幹線道路網の整備

- ◆ 市内の幹線道路網の充実に努め、市域の一体性を高めるとともに、近隣市町を結ぶ広域幹線道路網の整備を促進します。
- ◆ 現在の都市計画道路計画が適正な計画になっているか、検討、調査を再度行い、より良い道路網を策定し、緊急性等によるランク付けを行い計画的に整備を進めます。

② 道路の改良・補修

- ◆ 市道の老朽化と幅員狭小路線を解消するため、市民の意見も取り入れながら年次的に改良を実施していきます。
- ◆ カーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を図り、通学路については、歩道の幅員を十分に確保するとともに、人と自転車が安全に通行できるよう整備し、事故件数の減少を図ります。

③ 公共交通機関の利便性向上と利用促進

- ◆ 市民生活に不可欠な鉄道・バス路線の充実、維持確保に努めるとともに、市民の利用促進を図るため、広報活動や各種事業を推進します。
- ◆ 交通空白地帯の解消や、高齢者等交通弱者の移動手段を確保するため、身近な交通手段としてコミュニティバス等の一層の充実に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
幹線道路網の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・街路整備事業 ・市道整備事業
道路の改良・補修	<ul style="list-style-type: none"> ・道路改良事業 ・市道補修改良事業 ・橋梁補修改良事業 ・交通安全施設整備事業
公共交通機関の利便性向上と利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバス等運行事業 ・地方バス路線等運行維持対策事業

4) 情報化の推進

① 電子自治体の推進

多様化・高度化する住民ニーズに的確に対応するため、ICTを活用した行政サービスと行政運営の高度化・簡素効率化を図り、便利で安心・安全な電子自治体の構築を図ります。

② 地域情報化の推進

市民生活の利便性確保、市民と行政、市民と市民のコミュニケーションの拡大による地域の活性化、地域経済・産業の振興等の視点に立って、地域イントラネット（地域内情報通信網）の利活用を進めるとともに、より多くの市民が参加できる情報通信インフラ（基盤）の検討を進め、デジタルデバイド（情報格差・通信格差）の解消に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
電子自治体の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子計算処理事業 ・ 電子計算処理システム改修事業
地域情報化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化推進事業（地域イントラネット）

6 語らいとふれあいある参画協働のまち

1) 市民参画・協働の推進

① 協働のまちづくりの推進

- ◆ 各種まちづくり団体や行政だけでなく、市民一人ひとりや学校・事業所でも気軽にまちづくりに参加できるように、市民活動センターの整備など協働の体制づくりを進めます。
- ◆ 市民のニーズに応じたまちづくり活動や市民主体の特色あるまちづくり活動を支援します。

② まちづくり団体等の育成・支援

- ◆ これからのまちづくりを担っていく各種まちづくり団体やボランティア団体・NPO等の組織・人材を育成するとともに、多様な分野でのまちづくり活動を支援します。
- ◆ 各団体間と行政の幅広い連携を図るためのネットワークを構築します。

③ 市民参画の機会の拡充

- ◆ 市民の意見・要望を広く市政に反映するため、審議会・委員会委員の積極的な公募を行うとともに、地域協議会等の活用やパブリック・コメント（計画等の策定の際、市民の意見を聞く制度）の実施等により、各種計画の策定や政策・施策形成過程への市民の積極的な参画を図ります。
- ◆ 広報紙やホームページを活用した情報提供を行い、市民が市政により一層参画できるように広報・広聴活動の充実に努めます。

④ 情報公開の推進

個人情報保護に十分に配慮しながら、情報公開制度の適切な運用のもと、積極的な情報の公開に努め、市民と行政との情報の共有化を図り、公正で開かれた市政を目指します。

主要事業

施策区分	主要事業
まちづくり団体等の育成・支援	・まちづくり支援事業
市民参画の機会の拡充	・広報・広聴事業

2) コミュニティ活動の促進

① コミュニティ活動の推進

地域づくりに貢献する自治会やボランティアなどのコミュニティ組織などに対して、地域づくり活動や地域リーダー育成など総合的に支援するための仕組みを構築します。

② コミュニティ活動の拠点づくり

コミュニティ施設整備を支援するとともに、既存の共同利用施設や学校等の未利用スペースなどを有効活用するなど、地域の実情に応じたコミュニティ活動の拠点づくりを進めます。

主要事業

施策区分	主要事業
コミュニティ活動の推進	・いきいき地域づくり区交付金事業 ・自治組織連携事業
コミュニティ活動の拠点づくり	・コミュニティ施設（地区公民館等）整備支援事業

3) 男女共同参画社会の形成

① 男女共同参画の推進

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画に基づき、その取り組みを推進します。

② 男女共同参画意識の啓発

家庭や地域、企業、学校などにおける性別による役割分担意識を是正し、男女共同参画の理念を広く社会に根付かせるため、様々な社会活動の場におけるリーダーや指導者をはじめ、市民への学習機会や情報の提供、調査研究を行います。

③ 女性の社会参画の促進と人材育成

企業への働きかけにより、家庭と仕事が両立できる就業環境づくりや、多様な働き方への支援を行い、セクシャル・ハラスメントの防止など、女性の人権に配慮した職場環境づくりを促進します。また、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成するとともに、市民活動グループの育成・支援に努めます。

主要事業

施策区分	主要事業
男女共同参画意識の啓発	・男女共同参画啓発事業
女性の社会参画の促進と人材育成	・女性リーダー育成事業

4) 人権尊重社会の確立

① 人権相談の実施

日々の暮らしの中で生まれる市民のなやみ、不安を解消し、住みよいまちづくりを行うため、関係機関と連携しながら、今後も相談業務を実施します。

② 人権啓発活動の推進

市、人権・同和問題啓発推進協議会を中心に啓発活動を行い、市民一人ひとりの人権意識を高め、人権を尊重する地域社会の形成を目指します。

③ 人権教育の推進

- ◆ 教育集会所を中心とした人権教育の推進を図るとともに、行政、学校、地域、人権保護団体との連携を強化し、市民と行政が一体となった人権を尊重するまちづくり、人づくりを推進します。
- ◆ 公民館で開催する各種講座や教室において、人権尊重の重要性や、必要性について理解を深めるとともに、人権を尊重する心を身に付けるための人権教育を推進します。

主要事業

施策区分	主要事業
人権啓発活動の推進	・人権啓発事業 ・同和問題啓発推進事業

5) 自律した自治体経営の確立

① 健全な財政運営の推進

- ◆ 市税収入を確保するため、収納率向上対策、滞納整理の強化、課税客体の適正な把握に努めるとともに、受益者負担の原則による使用料、負担金等の見直しを行います。
- ◆ 市有財産の適正な管理・運用による歳入の確保と維持管理経費の削減に努めます。
- ◆ 補助金の整理・統合による縮減と廃止を含めた見直しを行います。
- ◆ 特別会計及び公営企業会計への繰出金についても、各会計の財政健全化を図り、最小限の繰出にとどめます。

② 効率的な行政経営の推進

- ◆ 行政改革大綱及び集中改革プランの目標値に基づき、行政改革の推進に努めます。
- ◆ 行政活動の見直しや改革・改善の推進のために「行政評価システム」との連携を図り、不断のマネジメントサイクルによる効率的かつ健全な行財政の運営を確立し、市民本位の成果を重視した行政経営を展開します。
- ◆ 行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を行うため、窓口の一本化や職員の適材適所の配置、行政組織の効率化等を進めるとともに、職場内外の研修等により、職員の資質向上や能力開発に努めます。
- ◆ 市民の利便性を優先し、ユニバーサルデザインにも配慮した庁舎改築を計画的に進めます。

③ 広域連携の推進

- ◆ 西諸広域行政事務組合や西諸地域介護認定審査会等の効率的な運営を図ります。
- ◆ 広域的な道路網の整備を広域連携を図って促進していきます。さらに、環霧島会議等、広域組織の活動を通じた広域連携の推進を図ります。

主要事業

施策区分	主要事業
健全な財政運営の推進	・ 市税徴収事業
効率的な行政経営の推進	・ 職員研修事業 ・ 行政改革推進事業 ・ 市庁舎改築事業
広域連携の推進	・ 西諸広域行政事務組合運営事業 ・ 西諸地域介護認定審査事業

7 未来を拓く戦略プロジェクト

新市が目指す将来像や基本目標を実現するために、1～6に掲げた各基本施策について積極的に取り組むことが重要であることはいうまでもありません。

しかし、限られた経営資源（財源・時間・人材等）の選択と集中によって、市民ニーズによりの確にこえる戦略的且つ重点的な市政運営を推進することも必要です。

そこで、新市の新たなまちづくりにおいて、特に重点的・戦略的に取り組むテーマを定め、関連する取り組みを横断的に抽出・体系化した4つのプロジェクトを「戦略プロジェクト」として設定します。

戦略プロジェクト

重点構想 1

テーマ
環境・観光

こばやし環境・観光構想

重点構想 2

テーマ
子育て

こばやし子どもいきいき構想

重点構想 3

テーマ
健康

こばやし健康推進構想

重点構想 4

テーマ
定住

こばやし若者定住構想

重点構想1

テーマ
環境・観光 **こばやし環境・観光構想**

新市の特性である「優れた自然環境・景観と歴史文化」をテーマに、内外に情報発信するとともに、全国から新市の自然と環境、歴史文化を楽しむ人を集める取り組みを重点的に進めます。

- 河川の浄化と親水空間の整備
- 森林のもつ多面的機能の持続的発揮に向けた市民との協働による森林の保全及び育成
- 景観の保全と整備による新市の見所開発
- 環境にやさしい新エネルギーの導入
- 有機・低農薬栽培や農畜産業関連廃棄物の適正処理・リサイクルなど食の安全と環境に配慮した環境保全型農畜産業の促進
- 農林商工業が連携した地域特産品の開発と地産地消体制の充実
- 新市一体となったグリーンツーリズム体制の確立と体験型観光地づくりの推進
- スポーツ合宿の積極誘致
- 観光施設の整備充実と新市内観光ルートや広域観光ルートの開発
- 伝統芸能や各種祭りの充実・連携による誘客力の強い観光イベントの開発
- 観光ガイド・インストラクターの育成と活動促進



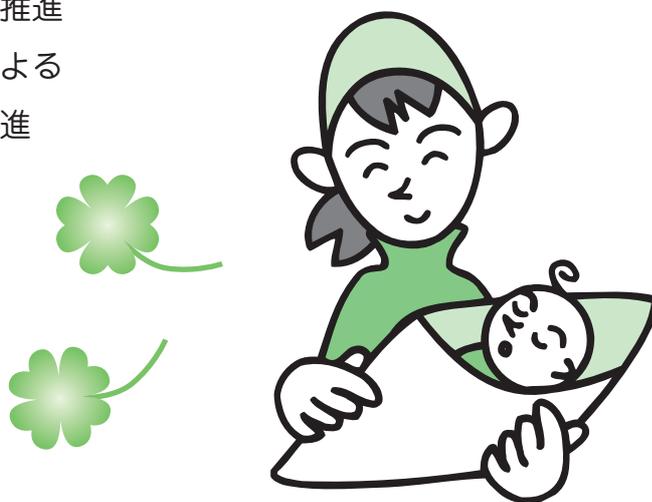
重点構想 2

テーマ
子育て

こばやし子どもいきいき構想

「子育て」をテーマに、子どもが健やかに生まれ、育成され、学び、子育て中の親のネットワークが形成される取り組みを重点的に進めます。

- 子どもの遊び場となる身近な公園の整備
- 保健・教育・農業部門等の連携による食育の推進
- 安心して妊娠・出産できる環境づくりや保健指導、健康診査などの母子保健事業の充実
- 安心して利用できる医療体制の充実
- 地域における子育てのサポートをはじめ多様な子育て支援サービスの充実
- 多様な保育ニーズに対応した保育内容の充実及び施設の整備
- 子育て・教育に関する総合的な相談体制の確立
- 確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成（知育・徳育・体育・食育）を柱とした特色ある教育活動の推進
- 老朽化への対応や耐震化に向けた学校施設・設備の整備
- 総合的な子どもの安全対策の推進
- 青少年育成市民会議の充実による各種青少年健全育成活動の推進



重点構想 3

テーマ
健康

こばやし健康推進構想

「健康」をテーマに、市民自らの健康づくりの支援と、市立病院を活用した保健・医療のネットワークを形成する取り組みを重点的に進めます。

- 保健センターの整備
- 市民と一体となった各種健康づくり事業の強化支援
- 総合健診の充実とスムーズに健診を受診することができる環境づくりの推進、食育の推進や肥満の予防、運動習慣の推進、歯の健康づくり、こころの健康づくり等の健康づくり施策の推進
- 感染症に関する正しい知識の普及
- 市立病院における医師の確保と医療機器の更新・充実、救急・休日・夜間の医療体制の充実
- スポーツ施設の整備
- 各種スポーツ団体の育成・支援と指導者・ボランティアの育成・確保
- 健康づくり・レクリエーションの普及
- 高齢者の学習・文化・スポーツ活動の促進
- 障がいの原因となる疾病等の予防、早期発見、早期治療・療育、機能訓練等の充実



重点構想 4

テーマ
定住

こばやし若者定住構想

「定住」をテーマに、新たな時代の新市の暮らしづくり、職場づくりに向けた取り組みを重点的に進めます。

- 将来の農林水産業を支える各分野の若手リーダーの育成
- 都市消費者との交流や都市との交流事業の促進
- 地域特性や消費者ニーズに対応した農林業の多様化や活性化
- 異業種間での共同事業による地域特産品の開発
- 商店街空き店舗の有効活用
- 企業誘致や新産業の創造による新たな雇用創出
- 地域に密着したコミュニティビジネスの育成
- 中心市街地商店街の整備
- 良質な公営住宅の整備
- 地元での就職情報の提供や就職相談
- U・J・Iターンの環境整備
- 宅地分譲事業の推進

